

今年度の重点取組



水防災意識社会
再構築ビジョン

1. 今年度の重点取組について

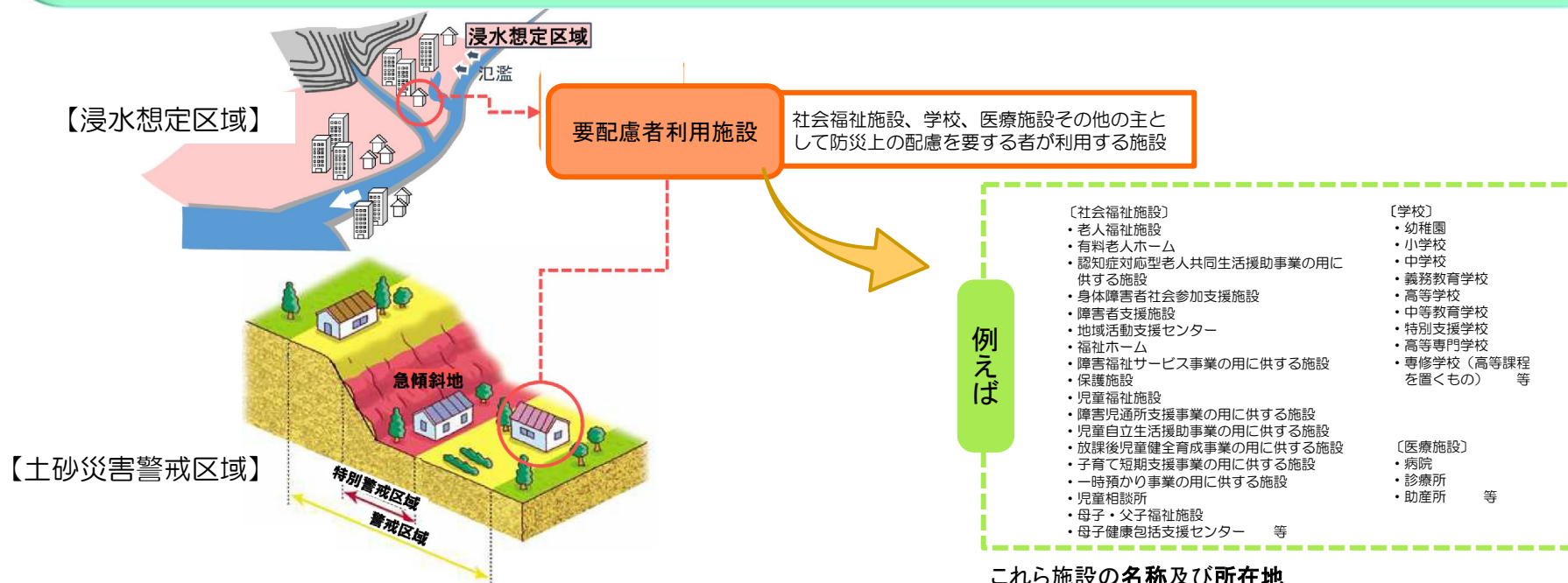
■今年度の重点取組(案)とした経緯

●水防法および土砂災害防止法の改正

- ・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、**避難確保計画の策定及び訓練の実施が義務化**(H29.6)
- ・市町村長への**訓練実施の報告義務化**や避難確保計画・避難訓練に対する**市町村長の助言・勧告**の追加(R3.7)

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



1. 今年度の重点取組について

■今年度の重点取組(案)とした経緯

●令和4年度・5年度における重点取組

「要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施」

(目標:避難確保計画の作成率100%の達成、避難訓練の実施)



●大阪府各機関の令和5年度取組状況調査結果(平均値)

・避難確保計画の作成: 99% ・避難訓練の実施 : 32%

●令和5年度ブロック別会議の意見

・避難確保計画の作成率はほぼ100%を達成できているが、訓練の実施が進んでいない。

⇒(要因に関する意見) 福祉部門との連携の問題、実施報告ができていない、認知度が低い、対象施設が多い等



■今年度の重点取組(案)

「要配慮者利用施設における避難訓練の実施」

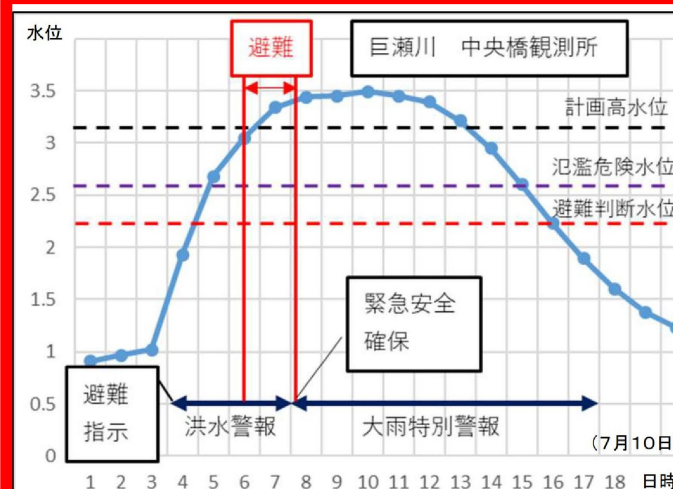
・小中学校を含めた要配慮者利用施設の避難訓練の実施に重点を置いて取り組むこととします。

2. 避難訓練の効果事例 (令和5年7月)

田主丸_(たぬしまる)中央病院の事例

【福岡県久留米市】

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。



R5.7

エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。
全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。

病院側のコメント

早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避難は完遂できなかっただろう。



今年度の重点取組(案)

■要配慮者利用施設における避難訓練の実施

- 要配慮者利用施設における避難訓練の実施にあたり、具体的な訓練方法には複数の種類(詳細は次頁参照)がありますが、各施設の状況・事情等に応じて、必要な訓練に取り組むことで避難の実効性を高めることができます。

★重点取組:避難訓練の実施

訓練の実施の作成

<避難訓練 実施内容例>

- 実際に施設利用者を、上層階や避難先へ移動させ、安全確保の方法や、移動にかかる時間をチェックし、避難確保計画を改善する。



<情報伝達訓練 実施内容例>

- 実際に利用者家族へ電話等を使った情報伝達を実施し、所要時間や手段の妥当性、連絡先の妥当性をチェックし、避難確保計画や連絡先一覧等を改善する。



写真:山形県HP 要配慮者利用施設訓練支援内容

出典:要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集より

【参考】訓練の種類と概要

訓練の種類としては、施設以外の避難先に移動させる「**立ち退き避難訓練**」や施設の上階に移動させる「**屋内安全確保訓練**」以外にも、「**情報収集・伝達訓練**」「**設備や備品、持ち出し品等の確認訓練**」「**図上訓練**」「**避難経路等の確認訓練**」などがあります。

【訓練の種類】

1. 立ち退き避難訓練
2. 屋内安全確保訓練
3. 図上訓練
4. 情報収集・伝達訓練
5. 避難経路等の確認訓練
6. 設備や備品、持ち出し品等の確認訓練

出典：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きより

※ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめました。(参考資料2)

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・活用の手引き
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

令和4年3月

国土交通省 水管理・国土保全局